

意匠出願制度(特有)



部分意匠

杉山 務

意匠登録の要件

新規なものであること

- 基本的に特許と同様
- 同一の意匠のほか、類似する意匠は新規性なし

容易に創作できた意匠でないこと

意匠公報に掲載された先願に係る意匠の一部と同一又は類似の意匠でないこと

意匠出願

1物品ごとに
1つの意匠を出願

出願手数料
16,000円



権利期間
設定登録から20年

登録料
1～3年 8,500円
4～10年 16,900円
11年～ 33,800円

意匠制度の特徴

- ① 先願主義
- ② 審査主義
- ③ 世界公知
- ④ **部分意匠**
- ⑤ **組物の意匠**
- ⑥ **秘密意匠**
- ⑦ 電子出願
- ⑧ **関連意匠**
- ⑨ 早期審査制度
- ⑩ 国際登録制度

2

29年度20【知的財産法】杉山 務

	意 匠	特 許
保護対象	意匠 (物品[物品の部分を含む] の形状、模様若しくは色彩 又はこれらの結合で、視覚 を通じて美感を起こさせるも の)	発明 (自然法則を利用した 技術的思想創作のうち 高度のもの)
登録要件	工業上利用	産業上利用
不登録(不特 許)事由	公の秩序、善良の風俗又は 公衆の衛生を害するおそれ がある意匠 他人の業務に係わる物品と 混同を生ずるおそれのある 意匠	公の秩序、善良の風俗 又は公衆の衛生を害す るおそれがある発明
図面の提出	図面は必ず添付(図面につ いては、写真、見本、ひな型 に代えることも可)	図面は必要なときのみ 添付

3

29年度20【知的財産法】杉山 務

	意匠	特許
権利存続期間	設定登録日から20年	出願日から20年
特有の制度	出願全体を審査に付す(審査請求制度なし) 関連意匠制度 組物の意匠制度 秘密意匠制度 部分意匠の制度	出願公開制度 審査請求制度 外国語書面出願制度 国内優先権制度
審判	補正却下不服の審判あり	訂正審判あり 延長登録無効審判あり
権利の効力	登録意匠に類似する意匠にまで及ぶ	権利の効力が及ぶものは同一性の範囲に制限
出願料	16,000円	出願手数料14,000円 (出願審査請求料118,000円+1請求項につき4,000円)
登録料	登録時に1年分納付,以降年金制 減免・猶予の制度なし	登録時に3年分一括納付 減免・猶予の制度あり

4

29年度20【知的財産法】杉山 務

意匠特有な制度

部分意匠制度

特徴ある"部分"のデザインを生かす(2条1項括弧書き)

関連意匠制度

デザインのバリエーションを保護する(10条)

秘密意匠制度

製品デザインの内容を秘密にする(14条)

組物の意匠制度

セットデザインの統一感を守る(8条)

動的意匠制度

変化するデザインを的確に保護する(6条4項)

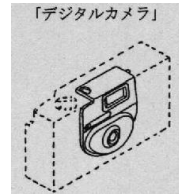
5

29年度20【知的財産法】杉山 務

部分意匠登録出願

部分意匠

物品の一部に独創的な特徴があり、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合に有効な意匠(2条)

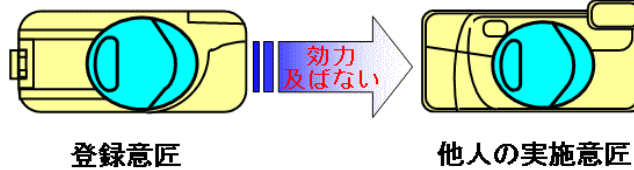


6

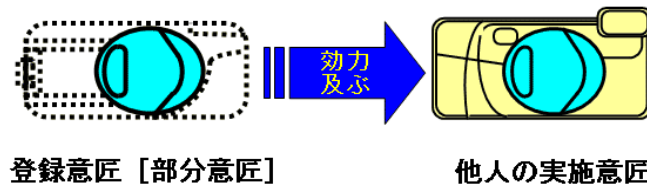
29年度20【知的財産法】杉山 務

部分意匠の効果

通常在意匠



部分意匠



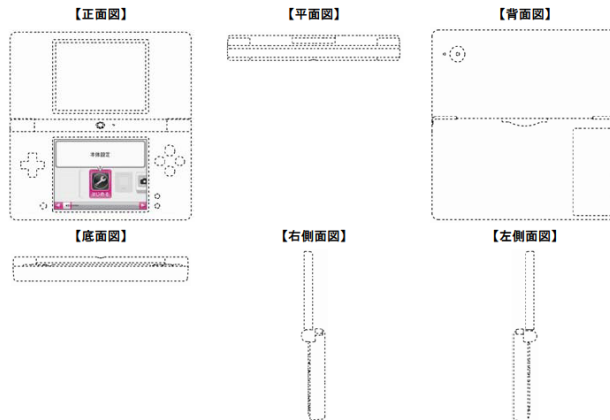
7

29年度20【知的財産法】杉山 務

【登録番号】
 【出願日(出願基準日)】
 【分類】
 【意匠に係る物品】
 【意匠に係る物品の説明】

D1374287
 2008.10.01
 H7-725 W
 携帯用電子計算機
 本物品は、電子カメラ、音楽録音再生機、無線通信端末、又は、ゲーム機等として用いられる。正面図の表示部に表された画像は、本物品の機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものである。中央に配されたアイコンが選択状態とされ、当該アイコンの説明がその上部に表示される。

【部分意匠】



8

これは部分意匠ではない

(7)ステアリングホイール用ヒータ

意匠で特許を囲い込め!

使用状態を示す参考図

図20-① ステアリングホイール用ヒータ

使用状態を示す参考図

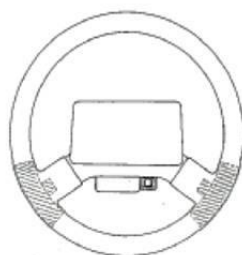
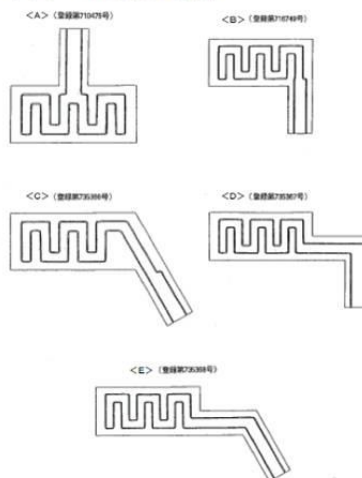


図20-② ステアリングホイール用ヒータ登録例
 (<A>~<E>は独立の意匠)



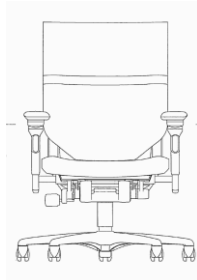
9

関連意匠登録出願

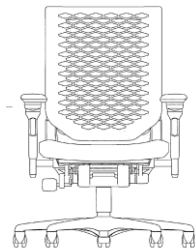
関連意匠

創作された多数のバリエーションの意匠について、同一出願人が出願した場合、関連意匠として登録可能(10条)

出願時期: 公報発行の前日まで



本意匠



関連意匠

同一出願人によって出願された場合に限り、自己の本意匠に類似する意匠(関連意匠)についても独自に権利行使することを可能にしたもので、1999年に導入

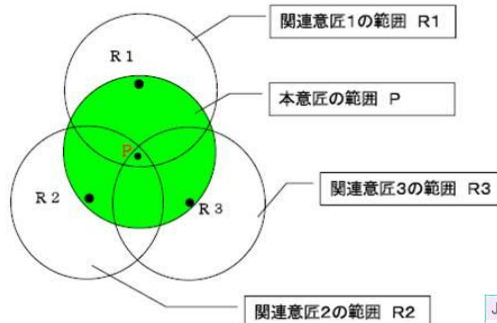
10

29年度20【知的財産法】杉山 務

関連意匠

関連意匠登録出願をして登録が認められると、この関連意匠は本意匠の範囲にあることが確認出来ると共に、この関連意匠に類似する範囲にまで効力が及ぶ

→ 広く・強く・安定的な保護が可能

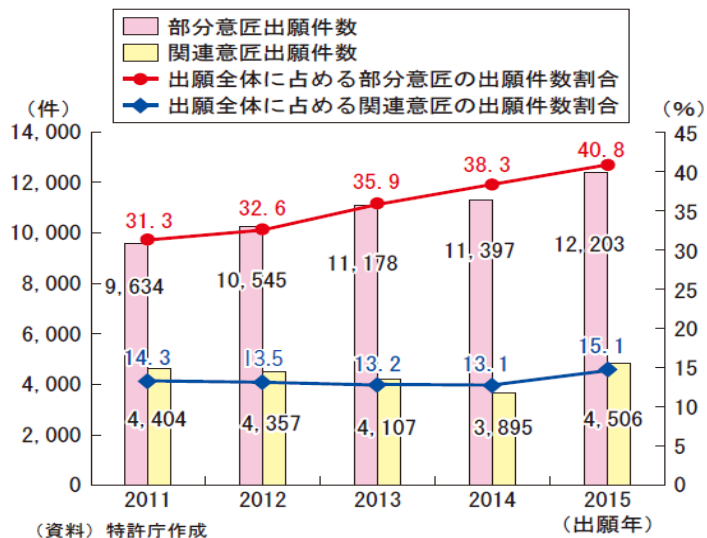


Japan Patent Attorneys Association

11

29年度20【知的財産法】杉山 務

部分意匠・関連意匠割合



13

29年度20【知的財産法】杉山 務

組物の意匠登録出願

組物の意匠

一意匠一出願の例外として、組物全体として統一があるときは、一意匠として登録可能（省令で定める56品目）



- ◆ 下着セット
- ◆ 美容用具セット
- ◆ 洗面用具セット
- ◆ 紅茶セット
- ◆ 酒器セット
- ◆ 薬味入れセット
- ◆ 自動販売機セット
- ◆ 門柱、門扉及びフェンスセット
- ◆ オーディオ機器セット

14

29年度20【知的財産法】杉山 務

秘密意匠登録出願

秘密意匠

企業の販売戦略から、公開してしまうと、他人に模倣されるような場合に登録から一定期間秘密の状態を保つ意匠(14条)



請求時期: 出願時又は登録料納付時

3年以内で増減可能

15

29年度20【知的財産法】杉山 務

新規性喪失の例外適用出願

新規性喪失の 例外適用出願

公開した意匠について、6か月以内に願書に適用を受けたい旨を記載して出願し、その事実を証明する書面を30日以内に提出(4条)

効果: 公知となったものとして扱わない
出願日が遡及するのではない

16

29年度20【知的財産法】杉山 務

補正・分割・変更

補正 時期的制限, 内容的制限

補正の却下 要旨の変更
(同一の範囲を越える
不明のものを明確とする)

補正後の意匠についての新出願

意匠登録出願の分割 適法な分割は, 出願日遡及

出願の変更 特許から意匠
実用から意匠

17

29年度20【知的財産法】杉山 務

ま と め



ご清聴 ありがとうございます。

杉 山 務

21回(6日:水)は, 意匠権とその行使, 国際意匠登録

18

29年度20【知的財産法】杉山 務

1 意匠出願(6条)¹

願書に図面を添付：図面に代えて写真，ひな形，見本を提出できる。

1 意匠 1 出願；物品の区分により意匠ごとに出願(7条)

2 意匠登録の要件(17条)

- ①工業上利用できる意匠であること(3条)
- ②新規性があること(3条)
- ③創作非容易性であること(3条2項)
- ④先願意匠と同一，類似でないこと(3条の2)
- ⑤公序良俗に反しないこと(5条)
- ⑥他人の業務の物品と混同しないこと(5条)
- ⑦機能確保のみの形状でないこと(5条)
- ⑧先願であること(9条)

3 意匠特有の制度

- ・部分意匠制度(2条1項)
独立して取引の対象とならない，特徴的な部分の形状について保護
- ・関連意匠制度(10条)
一つのデザインに関連する，複数のバリエーションデザインを保護
本意匠の出願日から公報発行まで出願可能
権利期間は本意匠に付随
関連意匠の関連意匠は，権利範囲が無限に広がる可能性があり不可
- ・秘密意匠制度(14条)
意匠は真似されやすいことから，実施に時間がかかる場合，登録されても公表を3年以内に限り延期できる制度
出願時又は第1年目の登録料納付時に請求でき，期間は短縮又は延長できる。
- ・組物の意匠制度(8条)
複数の物品で構成される組物を一意匠として出願し，組物全体として一つの意匠権が発生する。
組物は，ティーセットや応接セットなど省令に規定されている。
- ・動的意匠制度(6条4項)
物品の形状，模様，色彩が物品の有する機能に基づいて変化する意匠を保護
- ・画面デザイン

1 (意匠登録出願)

第六条 意匠登録を受けようとする者は，次に掲げる事項を記載した願書に意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面を添付して特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 意匠登録出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 意匠の創作をした者の氏名及び住所又は居所
- 三 意匠に係る物品

2 経済産業省令で定める場合は，前項の図面に代えて，意匠登録を受けようとする意匠を現わした写真，ひな形又は見本を提出することができる。この場合は，写真，ひな形又は見本の別を願書に記載しなければならない。

3 第一項第三号の意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面，写真若しくはひな形によつてはその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の材質又は大きさを理解することができないためその意匠を認識することができないときは，その意匠に係る物品の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。

4 意匠に係る物品の形状，模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する場合において，その変化の前後にわたるその物品の形状，模様若しくは色彩又はこれらの結合について意匠登録を受けようとするときは，その旨及びその物品の当該機能の説明を願書に記載しなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により提出する図面，写真又はひな形にその意匠の色彩を付するときは，白色又は黒色のうち一色については，彩色を省略することができる。

6 前項の規定により彩色を省略するときは，その旨を願書に記載しなければならない。

7 第一項の規定により提出する図面に意匠を記載し，又は第二項の規定により提出する写真若しくはひな形に意匠を現す場合において，その意匠に係る物品の全部又は一部が透明であるときは，その旨を願書に記載しなければならない。

物品の本来的な機能を発揮するために行われる物品の操作に供される画像

- ・新規性喪失の例外適用出願(4条)：意に反した公知，行為に起因して公知；6月以内に出願
- ・補正却下後の意匠についての新出願(17条の3)
願書又は図面，写真，ひな形若しくは見本についてした補正が要旨変更の場合は却下(17条の2)
出願人は，謄本送達から3月以内に，補正後の意匠について新出願，又は補正却下決定不服審判を請求できる。
- ・要旨変更が意匠権の設定登録後に発見された場合，出願日は補正書提出時に繰下げ(9条の2)
- ・分割出願 複数の意匠を1の出願に含んでいる場合，分割出願ができる。
- ・変更出願 特許出願から意匠出願，実用新案登録出願から意匠出願

Q：意匠登録出願人は，意匠登録出願の日から3年以内の期間を指定して，その期間その意匠を秘密にすることを請求することができるか。

Q：意匠登録出願後から意匠登録前までの間に日本国内において公然知られて形状等に基づいて当業者が容易に創作することができた意匠については，意匠登録を受けることができる場合があるか。

Q：自己の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある意匠は，登録を受けることができるか。

Q：物品の機能を確保するために不可欠な形状を有する意匠は，登録を受けることができる場合があるか。

Ⅱ 意匠登録出願

